

朝霞市における「社会保障・税番号制度」の取組方針

(1) 基本方針

- 制度の目的である行政運営の効率化、市民の負担軽減に向けて、個人番号を活用することとする。
- 各種行政サービスの手続きに伴う本人確認手段や添付書類により収集する情報は、個人番号カードや特定個人情報の情報連携により確認することとし、可能な限り添付書類を手続きする者に求めないこととする。
- 社会保障、税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって、個人番号の利用により手続きや内部事務が省略化できる可能性のあるものについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）別表第1（第9条関係）に規定のないものも含め、今後、状況をみて追加していくこととする。

(2) 組織体制

- 平成26年4月3日 朝霞市社会保障・税番号制度導入庁内事務連絡会議設置
関係する18課室によって組織し、導入に向けた検討を行う。
- 所掌する事務
 - ①政策企画課
 - ・制度導入に向けた事務の総括
 - ・関連する例規の整備
 - ・制度に関わる広報、職員への研修等
 - ②市政情報課
 - ・朝霞市個人情報保護条例の改正
 - ・特定個人情報保護評価の実施、公表等
 - ③財産管理課
 - ・システム改修の設計、開発等
 - ・情報セキュリティ対策に係る啓発等
 - ④総合窓口課
 - ・個人番号の付番
 - ・通知カード及び個人番号カードの交付等
 - ⑤その他関連する課
 - ・マイナンバー法に明記された事務の個人番号利用への対応等
 - ・個人番号独自利用の検討

(3) 制度導入関連事務

○社会保障・税番号制度関係事務一覧 1 3 課室 3 4 事務

事務所管 (部・課)		事務名称
危機管理室		被災者台帳の作成に関する事務
総務部	職員課	職員給与に係る所得税・地方税の納付事務
		職員の児童手当等の認定事務
		職員に係る共済等関係事務
	課税課	地方税の賦課に関する事務(市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等)
収納課	地方税の徴収に関する事務	
	国民健康保険税の徴収に関する事務	
市民環境部	総合窓口課・内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所	住民基本台帳に関する事務
福祉部	福祉課	生活保護に関する事務
		中国残留邦人等に関する事務
	障害福祉課	障害児通所給付費等に関する事務
		身体障害者手帳の交付に関する事務
		精神保健及び精神障害者福祉等に関する事務
		身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務
		知的障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務
		特別児童扶養手当の支給に関する事務
		障害者手当、福祉手当等の支給に関する事務
	自立支援給付等に関する事務	
	こども未来課	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
		児童扶養手当の支給に関する事務
		母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
		児童手当又は特例給付の支給に関する事務
		ひとり親家庭等医療費給付に関する事務
保育課	子ども・子育て支援法による支援事業の実施等に関する事務	
健康づくり部	長寿はつらつ課	老人福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務
		後期高齢者医療給付の支給等に関する事務
		介護保険給付の支給等に関する事務
	健康づくり課	予防接種の実施、給付等に関する事務
		母子保健法による保健指導、健康診査等に関する事務
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
	保険年金課	国民健康保険税の賦課、保険給付の支給に関する事務
		国民年金の給付等に関する事務
		特別障害給付金に関する事務
学校教育部	教育管理課	学校保健に係る医療に要する費用の援助に関する事務

網掛け：市独自利用事務

(4) 特定個人情報保護評価

○特定個人情報保護評価とは

個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

○評価の実施及び手順

①基礎項目評価

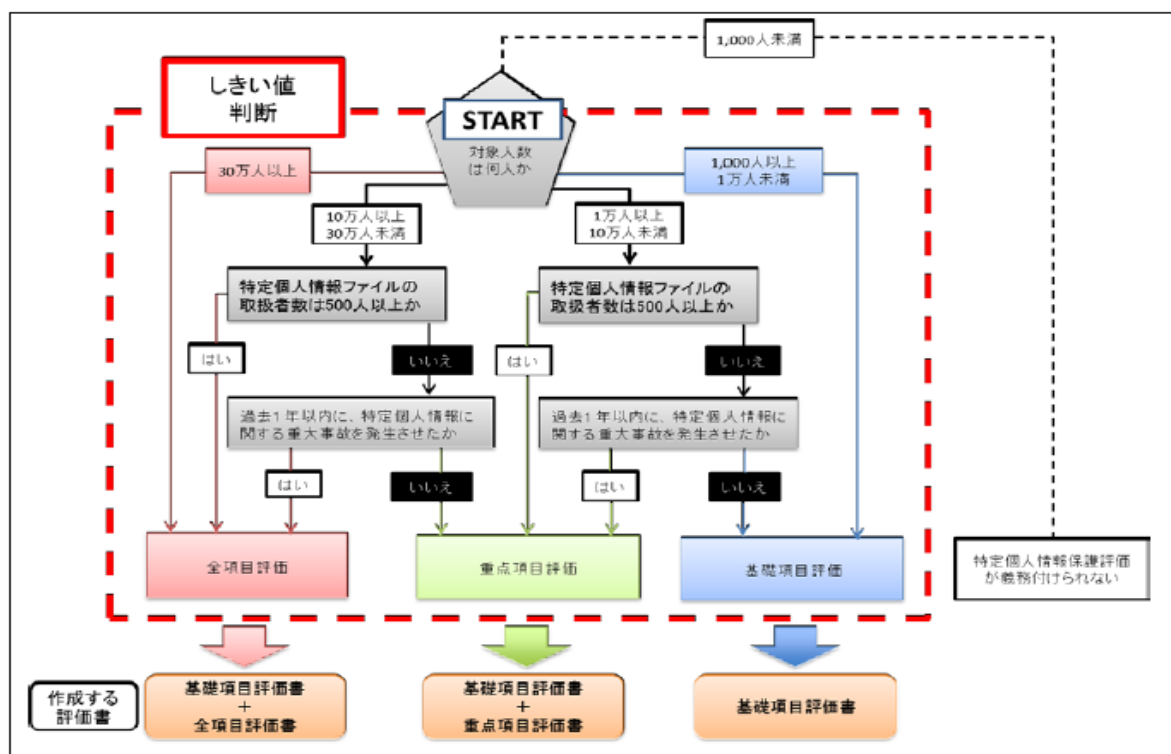
- ・対象人数が10万人未満で取扱者数が500人未満の事務が対象。
- ・評価書の作成（所管課）→朝霞市社会保障・税番号制度導入庁内事務連絡会議での確認→特定個人情報保護委員会へ提出→公表

②重点項目評価

- ・対象人数が30万人未満で取扱者数が500人未満の事務が対象。朝霞市では、個人住民税関係事務と住民基本台帳に関する事務の2事務が該当。
- ・評価書の作成（所管課）→朝霞市社会保障・税番号制度導入庁内事務連絡会議での確認→特定個人情報保護委員会へ提出→公表

③全項目評価

- ・対象人数が30万人以上の事務が対象。本市には全項目評価に該当する事務は現在のところ存在していないが、重大な情報漏えい等が発生した場合、重点項目評価に該当する2事務が全項目評価の実施が義務付けられている。
- ・評価書の作成（所管課）→朝霞市社会保障・税番号制度導入庁内事務連絡会議での確認→市民等の意見聴取（朝霞市パブリックコメント実施要綱）→第三者機関（朝霞市情報公開・個人情報保護審議会）による点検→特定個人情報保護委員会へ提出→公表



(5) 関係例規の整備

- ①個人情報保護条例の改正（平成27年9月議会上程予定）
 - ・特定個人情報保護の目的外利用・外部提供の限定
 - ・特定個人情報の開示請求
- ②個人番号を利用する事務を定める条例（平成27年9月議会上程予定）
 - ・マイナンバー法第9条第2項の規定により、市が同法別表第1以外の事務で、個人番号を利用する事務を規定（独自利用）
 - ・マイナンバー法第19条第9号の規定により、市が同法別表第2以外の事務で、内部の別機関に情報を提供する事務を規定（情報連携）
- ③その他規則等の改正
 - ・関連する規則、要綱等については、平成27年9月又は12月までに改正

(6) 今後の検討項目

- ①個人番号の独自利用事務
マイナンバー法別表第1以外の事務で、個人番号を独自利用する事務については、電算システムの改修等の費用と、導入に伴う市民の利便性等の効果を検討したうえで、独自利用の有無を判断する。
- ②個人番号カードの独自利用
個人番号のICチップの空き領域の利用については、プライバシー性の高い情報を除いて、市独自に記録・活用することが可能だが、電算システムの導入費用や他市の状況等を調査研究したうえで、独自利用について検討する。
- ③個人番号の通知と個人番号カードの交付等
個人番号カードの受付及び交付について、専用窓口の設置など、具体的なケースを想定して交付等の体制を整えていく。
- ④証明書のコンビニ交付
個人番号カードの公的認証サービスを利用し、証明書のコンビニ交付について、電算システムの導入費用や他市の状況等を踏まえ、今後、準備を進めていく。

(7) 雇用者としての対応

- 職員の給与支払い等の事務についても個人番号を利用し、関係機関への情報提供を行う。
- ・職員の給与支払い（源泉徴収）→税務当局への報告に職員の個人番号を記載
 - ・年金・雇用保険・健康保険関連→社会保険事務所や共済組合等への届出に職員の個人番号を記載